

令和3年度第1回人権擁護審議会(会議録 要約)

- 日時 令和3年5月31日(月) 午後2時00分～3時35分
- 場所 市役所東庁舎 3階大会議室
- 出席 出席者 15名 欠席 1名
- 事務局出席者 総務部長 総務部次長 市民生活局長
人権擁護課長 課長補佐 主幹 指導主事

開会 人権擁護課長 進行

・資料確認(進行より)

1. 会長あいさつ

2. 自己紹介(名簿順)

3. 協議事項

○会長

それでは、協議事項に入ります。本日の会議は「人権の総合計画」の素案について、最終的な意見をいただき、次回の会議で計画素案を決定していくこととなります。

協議事項の(1)としまして、各部会からの意見報告をお願いします。

●各部会からの意見報告

部落差別問題部会

○部会長 資料2-①について説明

人権教育部会

○部会長 資料2-②について説明

人権と福祉部会

○部会長 資料2-③について説明

○会長

続きまして、部会での審議を受けて作成された素案について、事務局説明をお願いします。

●素案について

資料3(1ページから27ページ)について事務局から説明

○会長

ここまですべてのご意見ご質問ありましたら。

【意見・質問】

○委員

27 ページ。部会で議論してきた内容とマッチングしない。第二種社会福祉施設である地域総合センターのあり方について見直しということではなかったと思う。部会の内容を先ほど報告したが、隣保事業の積極的価値という意味合いと、移動隣保館の検討というのは、議論されてきた。現在は部が跨っているため、リアルタイムでの密接な連携が十分できる状態ではない。移行も検討について視野に入れておいてもらいたい。それと、社会的な援護を要する人々については問題提起をしてきたが、15 ページの主な関係法令および計画のところに、「社会的な援護を要するに人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会の報告」を載せてほしい。非常に大事な社会的弱者を網羅した国の報告書。福祉の視点が書いてあるので載せておいてほしい。また、隣保館は、明日の隣保館検討委員会から、報告が出ている、それも入れていただきたい。そういった内容の柱建てを入れるかどうかは別の検討で、15 ページの所には報告書(があること)を入れてほしい。

もう一点、地域総合センターは滋賀県の地域総合センター運営要綱で対応している。上位法でいうと社会福祉法の第 2 条に基づいて隣保事業がある。上位法があつて押さえをしておかなければいけない。書きぶりはしっかりと、少し上位と下位と逆転している部分がある。法律から言うと上位法が優先される。

もう 1 点は、隣保館は無料で、低額な料金で利用させるということがはっきり明記されている。隣保館の運営が今まで使用料取るとか、極めて他の施設とは違う。そういう意味では、その対象については無料ということのはっきり押さえしておかないといけない。対象外については、使用料は取つたらいい。特に営利などは当然もらわないといけない。それ以外の社会的弱者が利用するときには無料とか、他の施設で、法律でしっかり定められている。そういうことをしっかり押さえた上で、その部分が、そういう意味では積極的活用。社会的弱者の隣保館の積極的活用。その辺はこの計画の中に落とし込まれていないので、そういう法律用語をしっかり押さえて、法律用語なので引用してもいい。または、資料の所で入れていってもらえたら良い。

○会長

事務局、理解していただいたか。他になにか。

○委員

4 月 1 日で規則が変わり、区長とまちづくり協議会の会長が、効果的な取り組みとして市から報酬がでる。議会報告会等で、何でもまち協に頼んでくる。このままでは市の下請けになってしまう。規則が変わったわけだから市の方の説明もしくは区長会からの説明が必要だと思う。それと会議が色々あったとしても、傍聴を認められないと、守秘義務が課せられていると、我々は区長会、もしくはまち協の一つの駒として動くだけになってしまう。これでいいのかと、思っている。その辺をよろしく願います。

それが一つ、湖南省の教育基底プランについては湖南省人権教育推進計画、湖南省同和教育基本方針、それから滋賀県の人権教育推進プラン。これがベースになっているが、私も国の人権教育啓発に関する法律、またはその計画をベースにやらなければいけないと、モデルが多々あるのではないかと指摘したと思う。今後これを改定していく予定があるか。

○事務局

湖南省の基底プランにつきましては、来年度に改定すると教育委員会から聞いています。

○会長

他にございませんか。それでは次に移ります。分野別施策についての説明の方よろしく申し上げます。

○事務局

資料3(28 ページから 61 ページ)について説明

○会長

説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ありますか。

○委員

37 ページの児童館の関係は、移動児童館の制度ができればよい。隣の栗東市は、各学区に一つ児童館がある。今の子どもの虐待や子育てで、児童館は非常に大事なところになっている。しかし、湖南省がすぐ建てられるようなお金はないわけで、財源をある程度確保、見通しがついた段階で、各学区に一つほど児童館があつたらよい。補助金も付く。

移動隣保館も先ほど言ったように補助金がつく。その間、児童館のある場所とない場所の不公平な問題が出てくる。そういう意味では、移動隣保館をまちづくりセンターなど、色々な施設を借りてできたら、体制も今の体制では十分ではないので、児童館の体制を考える必要がある。移動隣保館を行ったとして、体制が整っていないとできない。隣保館では、補助金の確保が国の方で認められている。三雲の児童館は耐震の予算がついたと聞いているが、その結果は聞いていない。鉄骨だから耐震の強化でそこまで費用はかからない。補助金が付くという外部改修で補助を申請し、ここ(計画)には充実拡大という意味合いを書き込んでいただきたい。湖南省全域に視野を置いた、児童館事業について、「視野に入れる」という考え方で書き込みをしていただければ。そうでないと、三雲にだけ児童館があると公平性に欠ける。全ての湖南省民が児童館事業の子どもの支援をしっかり受けられるように充実拡大のような文言で入れていただきたい。

○会長

ほかに、質問などございますか。

○委員

事務局に質問します。資料の 58 ページ、6 行目、アイヌは北海道の先住民族というようなことが書かれていますが、国の計画ではアイヌの人々は少なくとも中世末期以降の歴史の中では当時の和人ととの関係において、北海道に先住していた民族となっているが、この違いはどういうことですか。計画は、20 ページ。

もう一つ質問で、先ほど三内丸山遺跡が世界遺産に登録されて、北海道に一万数千年前、縄文時代の遺跡があったということだけど、アイヌの方々は大体、鎌倉時代、13 世紀、この時代に北の方から来られた。こういうのが一般的な見解だと思うのですが、どうですか。先住民族は縄文人ではないのかなど。

○事務局

58 ページの、「さまざまな人権の尊重」のなかで、「独自の歴史・文化を持つ人々」として、アイヌだけでなく他の民族のことも書いています。国が法律で規定しているように記述したので、このようになっています。

○委員

いや、ここでは先住民族ではなくて、国の方の計画であって、今言った中で中世末期以降の歴史の中で、当時の和人との関係において北海道に先住していた民族である。北海道には先ほど言ったように、縄文遺跡がある、世界遺産に登録されている。

○委員

アイヌもおそらく、学説も色々あるから決めつけはできない。縄文文化というけれどもそれに類似した擦文文化というものがあったのです。樺太、千島、そして北海道、一体になっている時があったら別。そこにはアイヌの人はいたわけであるから、学説は色々あるから決めつけはできないと思います。

(アイヌの先住民の歴史学的な議論がつづく)

○副会長

アイヌの先住民性が作る歴史学的な議論はちょっと一旦置いておいて、少なくとも法律上の先住民のところでは言われているわけですから、もう少し厳密に何とかの何年の法で先住民とされている、というような言葉を、文言を足すことでクリアできる。論点は、先住民かどうかというより、独自の文化を持ってきた人々の存在と、それに対する同和政策を行ってきた、それに対して問題があった。そういうところが主要な論点だと思いますので、先住民性に関しては、法に規定されて、「先住民だと言われている」アイヌの人々というような文言を足すとする。そういう形に少し修正して頂きたい。

○事務局

事務局です。アイヌのことにに関して、58 ページの記述につきましては、委員のご意見を頂きましたので修正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員

5月の部会でも発言をしたのですが、地域福祉の取り組みということが私には一番大事だと思う。今回の資料、修正素案が、前回いただいた項目の25 ページ、色々な地域共生社会を目指すというところで、23 行目にありますが、少子高齢化、人口減少、世帯の小規模化、近所の付き合いの希薄化。一人暮らしの高齢者、引きこもり、子育て家計の孤立、虐待などが書いてあるのですが、今回の修正法案にはその文言の方が抜けていて削除されています。私はこの問題点をもっと強調していただきたいというふうに、部会の時に発言したのですが、少し違うかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。確かにこの部分について、項目として起こして書いてはどうかと部会でご意見を

いただきましたが、全体の書き込みがあるので、各計画と連携立てるという意味もあり、この計画では課題として書かせて頂いて、具体的には次の地域福祉計画や、社会福祉協議会の地域福祉活動計画、その辺りの計画と連携するという書き方にさせて頂きたいというふうに考えております。

○委員

ぜひこの後に少し書き込んで頂いて。このあたりは少しずつでも改善できる取組、市の取組を重要に考えて推進できるようにしていくべきだと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○委員

人権センターです。54 ページのインターネットと人権の部分、「現状と課題」、「取組の方向」、「啓発の推進」で書かれているが、湖南省の市民を守る立場からしたら、この「啓発の推進」は特に弱いと思います。各団体でも(やっている)啓発というのはわかるが。滋賀県人権センターでは、今、インターネットのモニタリングをしています。湖南省に対しての書き込みもかなり多い。新型コロナウイルス感染症についても、湖南省の方からもメール相談、色々な相談が結構ある。そういったことを考えると、やっぱり湖南省として、モニタリングをするなど、そういった計画も含めて入れた方が、湖南省の市民を守るという観点から、いいのではないかと思います。外国籍の方の住民も湖南省結構多いです。そういった書き込みというのも、今ネットであり、罰則等もありますし、いろいろなことをモニタリングをして、啓発を進めていくことも一つの大事なことではないかなと思います。

もう一つ確認ですが、29 ページ、湖南省に地区を確認する問い合わせや、差別的な落書きや発言などの事象が発生していると、書かれております。確認ですが、湖南省として部落差別はいけないということで、啓発を取り組むという前提でよろしいでしょうか。

○事務局

インターネットのことにつきましては、もう少し踏み込んだものをということで、事業をここまで盛り込むところまではいかないかもしれませんが、向かっていくという姿勢を記載していくことで検討していきたいと思います。

あと、部落差別解消に向けての行動ですが、市として取り組んでいくべきと考えています。

○委員

差別事件に対して、早急に取り組むことが大事ではないか。部落差別についての教育、啓発をしていくことが、発言者に対しても、教育、啓発になる、湖南省としてはこうですというふうにはっきり姿勢を示していただきたい。

○事務局

一つ一つの事象、取組を、しっかり勉強し、今後の啓発に生かしていくというサイクルがきちんと回るようにしていきたいと考えています。

○会長

次に進めたいと思います。ご協力のほどお願いします。次の計画の推進についてのご説明をお願いいたします。

○事務局

62 ページについて説明

○会長

説明は終わりましたが、ご意見ご質問等ありますか。ないようですので、計画の素案について、概ね了承いただいたということよろしいでしょうか。今後、この素案に沿って審議をすることになります。事務局は、先ほど申しましたように、その意見を踏まえた形の中で、計画の調整をお願いしたい。続きまして二つ目の議題、今後のスケジュールについて、事務局の方から説明をいたします。

(2)今後のスケジュールについて

○事務局

今後のスケジュールについて説明

・次回予定について日程調整表に記入依頼

● 閉会